

肥料価格高騰対策のごあんない

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

JAグループさいたま版

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農産物の販売実績がある農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料（本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料）が対象です。

（埼玉県の場合、本年の秋肥分と来年の春肥分の2回の申請が必要です。）

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left[\text{当年の肥料費} - \left(\text{当年の肥料費} \times \left(\frac{\text{価格上昇率}}{\text{統計データを基に決定(国で算定)}} \right) \times \left(\frac{\text{使用量低減率}}{0.9} \right) \right) \right] \times 0.7$$

申請に必要なもの

次の2つがあれば申請できます。

- 1 本年秋肥（令和4年6月～10月に注文）、来年春肥（令和4年11月～令和5年5月に注文）の購入価格がわかるもの（注文票など）

本年秋肥と来年春肥は、それぞれをまとめて、別々に申請してください。
注文票のほか、領収書または請求書が必要です。

- 2 化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと
（次のページのチェックシートで申告していただきます。）

次のページを参照



申請 No. _____

【No は取組実施者が記入】

肥料価格高騰対策事業 支援金申請書

令和 年 月 日

_____ 農業協同組合（取組実施者） 御中

申請先の農協を記入
ください。

所在地 _____

申請者名 _____

下記のとおり申請します。

記

1. 申請内容

① 支援金の計算基礎になる肥料購入費総額 _____ 円（税込み）

※ 領収書等については、別添のとおり

※ 審査結果によっては、支援金が受けられない可能性があります。

※ 支援金を受けた場合には、後日、化学肥料低減の取組み報告を頂く可能性があります

※ 令和4年6月2日、3日の降雹および令和4年7月12日の大雨災害によって県、市町村から支援を受けた肥料費については、除外して計算してください。

② 支援金の振込口座

※ 申請者のJAお取引口座に入金いたします。

ただし、複数口座をお持ちで振込口座を指定する場合には下記に記入願います。

（振込口座を指定する場合に記入）

取引店名	本店 支店 (○をつける)		支店の場合					
							支店	
預金種別・口座番号	普通							

③ 添付書類

(1) 化学肥料低減計画書<様式第1-3号②>

(2) 注文票等及び請求書等（領収書）添付台紙<様式第1-3号（台紙）>



様式第1-3号②

化学肥料低減計画書

秋用肥料	春用肥料

作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

延べ作付面積を記入してください。

注: 該当するいずれかに○を付けてください

氏名(法人・組織名)

住所

電話番号

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度を取組」には、実施する取組メニュー1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)

携帯電話など、日中に連絡が取れる番号を記載してください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度を取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	○	◎
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		

「令和4年度又は令和5年度を取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

(※)裏面の「チェック欄」及び「氏名(自署)欄」も必ずご記入ください。



私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)等について以下のとおり、確約します。

- 令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します
- 化学肥料低減計画書に記載した取組を確実に実施します
- 取組計画書及びその他の申請書類の記載事項に虚偽の内容はありません
- 本事業に係る報告や立入検査について協議会及び国から求められた場合は協力します
- 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、協議会及び国から求められた場合は提出します

※ チェック欄 にすべてチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注1) 当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出してください。

なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限りします。

(注2) 選択した取組メニューを実施したことがわかるもの(作業時の写真、土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票等)を、事業実施後5年間は自身で保管してください。

(注3) 上記確約に反する事実が判明した場合、支援金が交付されない、又は返還を求められることがあります。



農業者の皆様に準備いただくもの③ | 注文票等及び請求書添付台紙

様式第1-3号(台紙)

注文票等及び請求書等(領収書等)添付台紙

肥料購入先

農協のみ	
上記以外を含む	

肥料価格高騰に係る
市町村からの支援金受取

有り	
無し	

氏名(法人・組織名)

肥料購入費総額	円(税込)
---------	-------

農協以外へ 申請をおこなう	
------------------	--

市町村から 受け取った支援金の額 (今後受け取る予定の額を含む)	円(税込)
--	-------

注:該当するものに○を付けてください

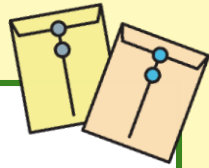
農協以外にも補助金を申請する場合、○をつけてください。また、複数申請を行う場合、同じ肥料を重複して申請しないようご注意ください。

秋肥については令和4年6月～10月、春肥については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を貼付してください。なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限りです。

注文票等及び請求書 等(領収書等)貼付欄

※貼付欄が不足する場合は、裏面をご使用ください。

申請方法



お近くの農協に申請してください。具体的な申請先や申請期限は、お近くの農協にお問い合わせください。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和4年10月頃～

事業説明会

令和4年11月頃～

農協（取組実施者）への申請（秋肥分）

令和5年1月頃～

組合員の皆様への支援金の交付（秋肥分）

令和5年2月頃～

農協（取組実施者）への申請（春肥分）

令和5年3月頃～

組合員の皆様への支援金の交付（春肥分）

Q & A

問



① 化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

答



- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により**当面必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。



問 い

答 え



2

化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。

- ・ 化学肥料の2割低減に向けて、**取組メニューのうち2つ以上**行っていたら支援対象となります。
- ・ 選択した取組について、**令和4年度および令和5年度の実際**の取り組み内容が分かる書類等（例えば**土壌診断の結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真、ノートへの記入等**）と保管してください。

3

既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。

- ・ **既に取り組んでいるものもカウント**します。
- ・ その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、**新たな取り組みを1つ以上**行ってください。

4

低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。

- ・ 本年に取り組めない場合は、**来年に取り組んで**いただければ結構です。
- ・ 国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、**期間内に取り組んで**いただければ結構です。

5

いつ頃までに申請すれば良いですか。また、いつ頃支援を受けられますか。

- ・ 基本的に**秋肥、春肥**でそれぞれまとめて申請してください。
- ・ 秋肥について、**令和5年1月中**に支払えるようにします。

6

領収書の提出が間に合わない場合はどうすれば良いですか。

- ・ **領収書が間に合わない場合は、請求書**を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や肥料店に御相談ください。



問 い

答 え

7

農作物が災害を被り、県及び市町村から肥料や農薬の支援を受けたが、どうすれば良いですか。

- ・ 令和4年6月2日、3日の降雹と令和4年7月12日の大雨災害によって県及び市町村から支援を受けた肥料の購入費は、今回の申請に用いる肥料購入費総額からは除外してください。

メモ欄